

## 事業名：特別支援学級通学付添費

学校教育支援室参事（特別支援教育）

政策	05 豊かさと創造性を育む生涯学習環境の充実							
施策	01 子どもの可能性を伸ばす教育の充実							
基本事業	99 施策の総合推進							
開始年度	—	終了年度	—	実施計画 事業認定	非対象	会計区分	一般会計	補助金

<b>事務事業の目的と成果</b>	
対象（誰、何に対して事業を行うのか）	
市内小中学校の特別支援学級児童生徒の保護者。	
手段（事務事業の内容、やり方）	
通学距離が1km以上で、公共交通機関又は自家用車で付添いをしている保護者に対し、経費の一部を補助する。	
意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）	
通学の付添をする児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。	

指標・事業費の推移						
区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	市内小中学校の特別支援学級児童生徒の保護者数	人	138	152	157	172
対象指標2						
活動指標1	通学付添費申請数	件	79	71	53	68
活動指標2						
成果指標1	支給により経済的負担が軽減された世帯数	世帯	67	53	44	68
成果指標2						
事業費(A)		千円	2,073	1,507	1,020	2,062
正職員人件費(B)		千円	1,204	1,202	1,172	782
総事業費(A+B)		千円	3,277	2,709	2,192	2,844

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	通学付添費用の補助	通学付添費用 1,020千円

<b>事業を取り巻く環境変化</b>	
<b>事業開始背景</b>	
特別支援学級設置校が限定されているため通学が遠距離となるので、経済的な援助の市民要望があり事業が開始された。	
<b>事業を取り巻く環境変化</b>	
特別支援学級の児童生徒数が増加傾向にある。 学校教育法が2006年6月に改正され、2007年4月1日からの特別支援教育完全実施により、これまでの「特殊学級」に代わって「特別支援学級」の名称になった。	

<b>平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）</b>	
<b>(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？</b>	
妥当である 妥当性が低い	理由 根拠
	障がい児の教育を補完するものであり妥当である。
<b>(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？</b>	
貢献度大きい 貢献度ふつう 貢献度小さい 基礎的事務事業	理由 根拠
	特別支援学級児童生徒の通学時の安全確保のために保護者が付き添う場合、保護者の経済的負担を軽減させることにより、保護者の付き添いが容易になる。
<b>(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？</b>	
上がっている どちらかといえば上がっている 上がらない	理由 根拠
	保護者の経済的負担の軽減が図られている。
<b>(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？</b>	
成果向上余地 大 成果向上余地 中 成果向上余地 小・なし	理由 根拠
	引き続き対象となる保護者等に制度の周知、申請案内を行うことで、保護者負担の軽減を図ることができる。
<b>(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算+所要時間）を削減する方法はありますか？</b>	
ある なし	理由 根拠
	特別支援学級児童生徒の通学の際、安全確保のために保護者が付き添う必要があり、その費用を補助する通学付添費を削減することは困難である。